



第37回 旅行業登録がないのに 旅行業をやっている!?

法務・コンプライアンス室

(監修 弁護士 三浦雅生)

インターネット上で旅行取引がされるようになってもう何年もたちますが、ここ数年、特に目立って存在感を増してきているのが、一見すると日本の旅行業者が運営しているようであっても、実は外国に事業所を構える事業者が運営している日本語によるウェブサイトにです。今回は、このウェブサイトに関する意見を書きます。

旅行業法第3条の適用範囲は。サーバーを海外に置けば日本の法律は適用にならないのか。

旅行業法第3条には、「旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない。」と定められています。日本の法律です。旅行業法第3条第1項で「旅行業」を定義していますが、簡単に言ってしまうと「運送機関、宿泊施設の手配を報酬を得て行う事業」を規制対象としています。そこで、

「サーバーを海外に置けば日本の法律は適用にならないのか。」と書きましたが、本当に

そう考えても良いものなのでしょうか。旅行業法は第2条第1項で「旅行業」を定義していますが、簡単に言ってしまうと「運送機関、宿泊施設の手配を報酬を得て行う事業」を規制対象としています。そこで、

サーバーの役割です。サーバーは旅行を申し込もうとする人が閲覧するウェブサイトを管理し、自動的に旅行者の申込みを受けると同時に契約の締結を承諾しています。また、自動的に運送機関や宿泊施設へ手配を行います。これによって旅行業務が完結すると思えば、サーバーが自動的に旅行業務を行ったことになり、サーバーが日本国内になれば、冒頭の文言のように日本の法律は適用にならない、つまりは、日本の旅行業法が定める「登録」を受ける必要がない、という考え方が生まれます。

しかしながら、本当にサーバーだけで旅行業務が完結しているのでしょうか。コンピューターが自分の意思で旅行の申込みをインターネット上で受け付けるサーバーになることなどあり得ません。サーバーが旅行の申込みを受けるためには、誰かがその仕組みを構築し、そこに陳列する商品をならべる(サーバー上に在庫データの入力) 必要があり、そのためにサーバーに提供機関と事前交渉(いわゆる在庫の仕入れ等) もしなければなりません。それら事前準備も含めて手配をするという行為が「手配行為」であると考えられるべきでしょう。故に、サーバーがどこにあろうとも、そのサーバーを使って宿泊の申込みや運送機関の切符等の購入ができるようにした誰かの行為が日本国内で行われている限り、私は、旅行業法の適用があると考えるべきだと思っています。

**外国の事業者が、日本の居住者向けに売
る旅行には、旅行業法の適用はないのか。**

以上を踏まえると、冒頭の外国に事業所を構える事

業者が旅行申込を受けているものに日本の旅行業法の適用はあるのかという問いに対しては、サーバーを管理し、かつ事前準備も含めた手配行為が日本の行政権の及ばない外国で行われている限り、旅行業登録は不要ということになります。一方で、現地において規制法があればその規制を受けることとなります。これは、日本から外国の旅行業者に国際電話で旅行を申し込む場合には日本の旅行業法の適用が及ばないことと同じです。

観光庁がOTAガイドラインを策定

消費者が外国の事業者に旅行を申し込むときには、日本の旅行会社よりも取消料など、厳しい条件であったりする場合があります。また、トラブル時の相談窓口も日本にはなかったり、弁済制度等による消費者保護も図られていないものもあるでしょう。

一般の消費者には海外事業者のウェブサイトを見て、直ちに「これは日本の旅行業者ではない。」と理解することは容易ではありません。そこで、観光庁は今年6月、オンライン旅行取引における消費者の安全・安心の確保と、未然のトラブル防止のため「オンライン旅行取引の表示等に関するガイドライン」を策定しました。これにより、日本語でウェブ取引を行う日本の旅行業登録のない外国事業者といえども、消費者保護の観点から一定の事項について表示することが求められるようになっていきます。(杉原)